

**【本通知の概要】**

- ・全ての国及び地域から入国者に対する検疫強化により、14日間の自宅等での待機、公共交通機関利用の制限等があるため、適切なスケジュールで行動すること。
- ・海外への渡航について、全世界対象に危険情報レベル2が発出されたため、不要不急の渡航は止めること。また、感染症危険レベル3の国には渡航を禁止すること。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、危機管理担当に報告すること。
- ・37.5℃以上の発熱が4日以上続く、強い倦怠感などがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し指示に従うこと。
- ・海外からの帰国者は、健康状態等を危機管理担当に報告すること。
- ・引き続き最新情報を入手するとともに、感染症拡大防止に努めること。
- ・集団感染を防ぐために、3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場所）が重なることを徹底的に回避すること。

令和2年4月3日

教職員・学生 各位

学 長

**【重要】新型コロナウイルス感染症の発生について（その10）**

本件に関し、外務省、文部科学省から通知がありましたので、本学における取扱いを変更いたします（主たる変更箇所は下記のとおり。また、変更後の全文は、下記にあります。）。

なお、各人におかれましては、引き続き最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いの励行等に努めてください。

また、日常において、集団感染を防ぐために、3つの条件（換気が悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避してください。

記

（主たる変更箇所）

**【全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化】**

- 1 全ての国及び地域から（経由を含む。）日本に入国される際には、検疫法での隔離・停留が必要なほか、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機をすることになり、国内においては、公共交通機関は使用できません。

**【海外への渡航（感染症危険レベル）】**

- 3 レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げ  
中国全土、韓国全土、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、カナダ、米国、英国、  
エジプトなど49か国・地域を引き上げ

レベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げ  
レベル3に含まれる国・地域を除く全世界

（変更後の取り扱い全文）

**【全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化】**

- 1 全ての国及び地域から（経由を含む。）日本に入国される際には、検疫法での隔離・停留が必要なほか、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機をすることになり、国内においては、公共交通機関は使用できません。

また、外務省が発出している「感染症危険情報」において、感染症危険レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））の地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となりますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

日本へ入国しようとする教職員・学生は、事前に最新の情報を確認するとともに、適切なスケジュールで行動するよう十分注意してください。

（厚生労働省・水際対策の抜本的強化についてHP）

※4月3日に入国拒否対象地域に新たに49か国・地域が追加されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_ga\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html)

**【海外への渡航（危険レベル）】**

- 2 外務省が発出している「危険情報」において、以下の地域に危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が発出されています。

・全世界

世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止（各渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。

ついては、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航は止めてください。

### 【海外への渡航（感染症危険レベル）】

3 外務省が発出している「感染症危険情報」において、感染症危険レベル3とされている以下の地域への渡航を禁止します。

#### ●感染症危険レベル3

(アジア) インドネシア、韓国全土、シンガポール、タイ、台湾、中国全土、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド

(北米) カナダ、米国

(中南米) エクアドル、ドミニカ国、チリ、パナマ、ブラジル、ボリビア

(欧州) アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア

(中東) イスラエル、イラン、エジプト、トルコ、バーレーン

(アフリカ) コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

また、感染症危険レベル2とされている地域への不要不急の渡航は止めてください。

#### ●感染症危険レベル2

感染症レベル3の地域を除く全世界

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について

(外務省・海外安全HP)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

### 【症状がある場合の取扱い等】

4 海外からの帰国・入国の有無を問わず、本学すべての役職員・学生が対象

(1) 発熱等の風邪症状が見られる場合は、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡し、その指示に従うこと。この場合、毎日、体温を測定し、記録しておくこと。

(2) 「帰国者・接触者相談センター」への相談

①以下のいずれかに該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合  
帰国者・接触者相談センター(能美市の場合)

南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0796

- ②「帰国者・接触者相談センター」に相談の結果、新型コロナウイルスの疑いがある場合は、「帰国者・接触者外来」を紹介されるので、当該医療機関のみを受診すること。
  - ③受診の際にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえる。)を徹底した上で自家用車等を利用すること。
  - ④受診後、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に受診結果を連絡すること。
- (3) 以下に該当する役職員・学生は、重症化しやすいので、(2)の状況が2日程度続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
- ・高齢者(WHOの定義では、65歳以上)
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合
- (4) 妊婦においては、念のために、重症化しやすい(3)と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
- (5) 小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はないので、(1)と同様の対応を願います。

## 5 海外在住時の取扱い

海外において発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の症状があった役職員・学生は、現地医療機関で受診するとともに、その受診結果(診断書があれば、原文及び英語訳したもの)を[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡すること。

## 6 海外から日本に帰国・入国する際の取扱い

- (1) すべての役職員・学生は、海外で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点での健康状態(発熱、呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の有無、解熱剤又は咳止めの服用の有無)について、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡すること。
- (2) 日本に帰国・入国時に発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行うとともに、その指示に従うこと。また、(1)の報告にあわせ[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)にその旨連絡すること。